



隆安知財ニュースレター

目次

隆安ニュース	-----	1
■ 隆安が代理した商標権侵害訴訟で償額を大幅に引き下げた		
■ 隆安は鄭州商品取引所金融・知的財産権顧問弁護士団に入選した		
隆安判例解説	-----	1
■ 「人人影視」運営者らによる映像作品著作权侵害事件において、14人が逮捕された		
中国知財ニュース	-----	2
■ 中国が国家法律法規データベースを開設		
■ 最高裁知的財産権法廷が2020年度の年次報告書を公示		
■ 最高裁知的財産権法廷が55件の代表判例、46条の裁判規則を発表		
■ 最高裁知的財産権法廷:2020年技術類知的財産権代表判例TOP10		

隆安ニュース

■ 隆安が代理した商標権侵害訴訟で賠償額を大幅に引き下げた

河北省の**日用品公司（原告）は、広東省の**日用品公司（被告）が無断で係争商標を使用して洗濯洗剤を製造・販売した行為に対して、原告保有の登録商標の侵害を主張して仏山市禅城区人民裁判所（以下「一審裁判所」）に訴えを起し、被告に対して、生産、販売、販売契約、広告宣伝等の商標権侵害行為を直ちに停止し、経済的損失とその合理的な費用 300 万元を支払うことを要求した。一審裁判所は、被告の行為は原告の商標権を侵害すると認定し、被告に商標権侵害の差止と経済的損失及びその他の合理的な費用 200 万元の支払いを命じた。隆安は、被告を代理し、仏山市中級人民法院（以下「二審裁判所」）に上訴した。

隆安が一審被告と確認したところ、原告が同じ理由、同じ証拠で別の裁判所に訴えを起し勝訴した後、同じ被告に対して、同じ商標、同じ主張、同じ証拠に基づいて再び提訴し、且つ前後 2 回の訴訟に関わる製品の関連性を示すことなく、係争商標の知名度を誇張し、係争商標ではない商標の使用証拠を混在させて証拠提出を行う等、不誠実な手段で商標権保護を試み、被告に不当な損害賠償責任を負わせたことが分かった。

隆安は、前後 2 回の訴訟に関わる全ての証拠、商標、原告の知名度、製品の標識、製造日付、生産、販売範囲と期間、不法行為等の要因を総合的に考量した上で、証拠を収集、整理し、裁判所に提出した。二審裁判所は、前後 2 回の訴訟の事実を確認した上で、最終的に隆安の主張を支持し、一審判決で下された賠償金額を 200 万元から 12 万元まで引き下げた。

https://mp.weixin.qq.com/s/cSLpHp6_d54Ki-4MEwnM_A

■ 隆安は鄭州商品取引所金融・知的財産権顧問弁護士団に入選した

徐家力弁護士（創設パートナー）と権鮮枝弁護士（シニアパートナー、プロジェクト責任者）が率いる隆安知財チームと潘修平弁護士（シニアパートナー）、黄永慶弁護士（シニアパートナー）等が率いる隆安金融チームは、堅実な法学理論の基礎知識、豊富な実務経験、国際的な見識が評価され、鄭州商品取引所金融・知的財産権顧問弁護士団に入選した。

<https://mp.weixin.qq.com/s/XuWe74NLiNzgW6tHtTlDFg>

隆安判例解説

■ 「人人影視」運営者らによる映像作品著作权侵害事件において、14 人が逮捕された

【事実概要】

上海警察は、中国における大規模な映像作品著作权侵害事件を解決し、「人人影視」運営者梁氏をはじめとする 14 名の容疑者を逮捕し、「人人影視」の関連企業を 3 社捜査した。梁容疑者らは、2018 年から複数の会社を設立し、国内外でサーバーをレンタルし、「人人影視」アプリの開発およびその関連サイトの運営、維持を行っていた。運営者らは、著作権者の許可を得ずに海外の海賊版サイトなどからコンテンツを入手し、1 部の作品で約 400 元（約 6500 円）の報酬で翻訳スタッフを雇い、中国語字幕を付けて「人人影視」APP およびその関連サイトにアップロードした。この時点でサイトの登録ユーザーは 800 万人超、閲覧できる番組や映画は 2 万本以上に上っていた。警察によると、運営グループは過去 2 年ほどのうちに広告費や会費、コピー販売などで約 1600 万人民元（約 2 億 6000 万円）の不法利益を得ていた。

【隆安解説】

「人人影視」の容疑者らがウェブサイトの会費、広告費、コピー販売などで不法利益を得ていた行為は、最高裁、最高検察院による「知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干問題に関する解釈」の第 11 条第 1 項に規定された「有料広告の掲載等による直接または間接に料金を徴収する行為」、及び刑法第 217 条で定められた「営

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部ビル 8 階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

利目的」に該当する。また、本件の関係運営者らが著作権者の許可を得ずに海外の海賊版サイトなどからコンテンツを入手し、翻訳スタッフを雇い中国語字幕を付け、アップロードして公衆に配布していた行為は、著作権法第53条第1項に規定された「著作権者の許諾を得ずに、その著作物を複製、発行、実演、上映、放送、編集し、情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合」に該当し、また、不法所得の金額が高額であるため著作権侵害罪の構成要件に該当し刑事責任を追及することができる。

<https://mp.weixin.qq.com/s/ttuRFH6xB3scN-2b2dQSg>

中国知財ニュース

■ 中国が国家法律法規データベースを開設

2021年2月24日、全国人民代表大会の国家法律法規データベースが正式に開設された。当該データベースには、憲法と現行法律275件、法的解釈25件、法的問題や重要事項に関する決定147件、行政法規609件、司法解釈637件、地方法規、自治条例、単行条例、経済特区規制16,000件余りが収録されている。利用者は、WeChat「国の法律法規データベース」ミニプログラムをアクセスするだけで、手軽に法律、法規を確認できる。

国家法律法規データベース：<https://flk.npc.gov.cn/>

<https://mp.weixin.qq.com/s/W0mJc8GkoiKaSBjksE5Vw>

■ 最高裁知的財産権法廷が2020年度の年次報告書を公示

中国最高裁知的財産権法廷が2020年度の年次報告書を公示した。統計データによると、2020年の技術関連の知的財産権案件の受理件数は3176件、終結件数は2787件、終結率は88%、結審率は76%（前年係属512件を含む）である。受理案件数は前年と比べ63%増加し、終結案件は前年と比べ95%増加した。

報告書によると、民事二審実体案件の受理件数は1948件（前年と比べ102%増加）であり、このうち特許権侵害紛争は435件（前年と比べ85%増加）、実用新案特許権侵害紛争は754件（前年と比べ66%増加）、コンピュータソフトウェア紛争は360件（前年と比べ153%増加）、技術契約紛争は67件（前年と比べ157%増加）、営業秘密紛争は44件（前年と比べ266%増加）、植物新品種権紛争は40件（前年と比べ100%増加）、独占禁止紛争は30件（前年と比べ233%増加）であった。

さらに、行政二審案件の受理件数は670件（前年と比べ178%増加）であり、このうち、権利確定・権利付与類案件は622件（前年と比べ170%増加）、行政処罰類案件は17件（前年と比べ142%増加）、その他の行政案件は31件（前年と比べ675%増加）であった。

また、2020年に涉外（海外）、香港・マカオ・台湾関連案件の受理件数は376件であり、全体の12%を占め、前年と比べ116%の増加であった。そのうち、民事二審実体的案件は50件、行政二審案件は52件であった。また、終結した件数は281件であり、全体の10%を占め、前年と比べ187%の増加であった。そのうち、民事二審実体的案件は185件、行政二審案件は96件であった。

<https://mp.weixin.qq.com/s/7V5GzChf-wVQjGU9gYf4pA>

■ 最高裁知的財産権法廷が55件の代表判例、46条の裁判規則を発表

2021年2月最高裁知的財産権法廷が『最高裁知的財産権法廷裁判要旨（2020）』を発表し、2020年に終結した2787件の技術関連知的財産権事件から55件の代表的な判決を選出し、46条の裁判規則を発表した。

一、専利民事事件の判決	
1. 禁訴令（訴訟差止命令）の性質を持つ行為保全の考慮要素	（2019）最高法知民終732、733、734号
2. 禁訴令（訴訟差止命令）の性質を持つ行為保全における「日割制裁金」の適用について	（2019）最高法知民終732、733、734号
3. 職務発明を認定する前提条件	（2020）最高法知民終1258号

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部ビル8階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

4. 元の職場を離れてから1年以内に職務発明が創出された場合の権利帰属	(2019) 最高法知民終 799 号
5. 他人の許諾を得ずに、営業秘密である技術情報を無断で使用して専利を登録した場合の権利帰属	(2020) 最高法知民終 871 号
6. 専利権の帰属をめぐる紛争が生じた期間内において、善良なる管理義務を履行しない場合の損害賠償責任	(2019) 最高法知民終 424 号
7. 請求の範囲内で記載された「一」の意味	(2020) 最高法知民終 1070 号
8. 専利権侵害判定における「生産経営を目的として」の認定	(2020) 最高法知民終 831 号
9. 専利共同実施者の認定	(2020) 最高法知民終 212 号
10. 特別排除原則が均等論（中国語では等同原則という）の適用に対する制限	(2020) 最高法知民終 1310 号
11. 既存技術の抗弁における「実質的な相違がない」の判断	(2019) 最高法知民終 804 号
12. 不法所得に基づいて、損害賠償額算定の証明責任問題を決定する	(2019) 最高法知民終 725 号
13. 法定補償または専利の損害賠償額を裁量において算定する際の考慮すべき要素	(2020) 最高法知民終 357 号
14. 営業利益で不法所得を算定する方法	(2019) 最高法知民終 830、831、832、833、834、851、881、886、888 号
15. 一部の共同侵害者が特許権者と和解し、且つ実際に補償を行なった後、残りの共同侵害者が負うべき責任	(2019) 最高法知民終 181 号
16. 専利権の共有者が単独で発明を実施し、獲得した収益の分配について	(2020) 最高法知民終 954 号
17. 無効宣告請求審査決定が下される前の専利権非侵害確認訴訟の受理	(2020) 最高法知民終 225 号
18. 特許出願が却下された後、同日に同じ技術案で出願されたの実用新案への侵害救済	(2020) 最高法知民終 699 号
二、専利行政事件の判決	
19. 2つ以上の異なる数値で範囲を限定する請求項が明細書でサポートされているか否か	(2020) 最高法知行終 406、407 号
20. 周知されている常識に関する証拠の認定	(2020) 最高法知行終 35 号
21. アクセス許可が必要とされるサイバースペース情報が、既存の設計または既存技術の認定に該当するか否か	(2020) 最高法知行終 422 号
22. 区別される技術的特徴における発明思想への考慮	(2020) 最高法知行終 279 号
23. 進歩性判断における「問題提起」への考慮	(2020) 最高法知行終 183 号
24. 既存技術の改善動機	(2019) 最高法知行終 76 号
25. 既存技術に区別された技術的特徴の応用が明確に排除された場合、当該区別された技術的特徴を有する技術案には進歩性があると認定すべき	(2020) 最高法知行終 185 号
26. 同一の特許権に複数の無効審判が係属する場合における請求項修正の影響	(2020) 最高法知行終 93 号
27. 化合物に新規性を有しないという推定を覆す場合の立証責任	(2020) 最高法知行終 97 号
28. 国家知的財産局が引例文献として外国文献を引用	(2020) 最高法知行終 500 号

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部ビル 8 階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

した場合、中国語の翻訳を提出すべきか	
三、植物新品種紛争事件の判決	
29. 委託生産契約で合意された範囲を超えた種を販売する場合の権利侵害認定	(2019) 最高法知民終 953 号
30. 「農民の自己増殖、自己使用」の例外について	(2019) 最高法知民終 407 号
四、営業秘密に関する紛争事件の判決	
31. 技術秘密／機密措置の認定	(2020) 最高法知民終 538 号
32. 「権利侵害を業とする」の認定	(2019) 最高法知民終 562 号
33. 懲罰的損害賠償が適用される際の「情状が極めて深刻」に対する判断要素	(2019) 最高法知民終 562 号
五、コンピュータソフトウェアに関する紛争事件の裁判	
34. コンピュータソフトウェアの著作権侵害の判断	(2020) 最高法知民終 209 号
35. 技術的措置の有効性の認定	(2020) 最高法知民終 1206 号
36. コンピュータソフトウェア開発契約の分割支払いの解説	(2020) 最高法知民終 1545 号
六、集積回路配置設計に関する紛争事件の判決	
39. 独占的協定（水平的制限類型）の実施者が他の実施者に対し、当該協定を実施することによる経済的損失の賠償を求める権利がない	(2020) 最高法知民終 1382 号
40. 行政権の濫用により生じさせた独占に係る民事紛争事件の受理条件	(2020) 最高法知民終 934 号
八、中国管轄等手続き法上の紛争事件	
41. 管轄権の異議手続の審査範囲と移送できる裁判所の範囲	(2020) 最高法知民轄終 361 号
42. 新事実が発見された場合、管轄の恒定原則の適用	(2020) 最高法知民轄終 68 号
43. 涉外民事事件の管轄権についての関係原則	(2019) 最高法知民轄終 157 号
44. 外国独占行為と関連する独占民事紛争事件の管轄権	(2019) 最高法知民轄終 32 号
45. 証拠保全を申請する際の判断要素	(2020) 最高法知民終 2 号
46. 電子商取引プラットフォーム専利権侵害紛争の逆行行為保全（被疑侵害者による差止請求措置）	(2020) 最高法知民終 993 号

<https://mp.weixin.qq.com/s/azy2nzhGbyJURCNg8fPQ>

■ 最高裁知的財産権法廷：2020 年技術類知的財産権代表判例 TOP10

代表判例 I	無線通信標準必須特許「禁訴令」 「(2019) 最高法知民終 732、733、734 号」 意義：最高裁知的財産権法廷は、知的財産権分野初の禁訴令性質の行為保全の判決を下し、且つ「日割制裁金」を適用することにより行為保全判決の執行が確保された。
代表判例 II	「バニリン (Vanillin、香兰素)」営業秘密侵害高額賠償事件 「(2020) 最高法知民終 1667 号」 意義：今までに執行された最高額の営業秘密侵害賠償事件。この判決により、重要産業のコア技術が保護され、権利侵害を業とする法定代理人の連帯責任を明確にしたことに加え、容疑者の手がかりを警察機関に移送し権利侵害の民事救済と刑事罰の連携を実現させた。

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部ビル 8 階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

代表判例 III	<p>「カーボポール(Carbopol)」技術秘密侵害懲罰的賠償事件「(2019)最高法知民終 562 号」</p> <p>意義：最高裁に下された中国初の懲罰的損害賠償額事件。最高裁は、被告の主観的悪意の程度や立証妨害行為、権利侵害の期間、規模などの要素を十分に考慮し、懲罰的賠償の上限 5 倍を適用する判断を下した。</p>
代表判例 IV	<p>NX コンピュータソフトウェア著作権侵害事件「(2020)最高法知民終 155 号」</p> <p>意義：この判決では、海外主体の正当な権利と利益を平等に保護し、訴訟参加者が証拠保全を妨害した場合の責任を明確にしたことに加え、訴訟期間中の権利侵害者の行為が損害賠償額を決める要素の一つとなることを明らかにした。さらに、この判決では、証拠保全を妨害する当事者に対する罰則を強化し、誠実な訴訟を導く重要な意味を持つ。</p>
代表判例 V	<p>「自撮り棒」に関する実用新案侵害シリーズ「(2020)最高法知民終 357、376 号」</p> <p>意義：最高裁知的財産権法廷は、「自撮り棒」や「ライター」などの大量生産品に対する権利侵害訴訟における権利保護、またはその予防と管理を積極的に推進した。さらに、権利侵害の源となる生産業者に対する権利侵害の罰則を強化し、生産業者に対して権利侵害責任を追及することを推奨する；侵害製品の小売業者及び使用者に対して、事実に基づく法的責任を確定した。また、侵害額が法定賠償額の上限を上回る、または下限を下回る証拠があれば、判決において下される賠償額が、法定賠償額の上限を上回るまたは下限を下回ることが可能であることと明らかにした。</p>
代表判例 VI	<p>「二次リチウムイオン電池」発明特許無効事件「(2020)最高法知行終 406、407 号」</p> <p>意義：この判決では、2 つ以上の異なる数値で範囲を限定した請求項が明細書でサポートされているか否かの判断基準を明確にしている。明細書及び添付図面に記載されている範囲内で 2 つ以上の数値範囲の対応関係を確定させることにより、当該領域の技術者が専利の保護範囲を合理的確定できれば、当該請求項は、明細書によってサポートされているものと考えべきとした。</p>
代表判例 VII	<p>「ポータルサイトへのアクセス方法」特許民行合一事件「(2020)最高法知行終 282 号、(2019)最高法知民終 725 号」</p> <p>意義：最高裁知的財産権法廷は、技術に関する知的財産に係る行政、民事控訴事件を統括して審理する制度上の利点を十分に発揮し、権利確定行政訴訟と権利侵害民事訴訟が同時進行する場合の「一件の審査がもう一件の判決を待つ」という問題、「先に棄却し、別件で起訴」という審査の遅延問題、および請求項の解釈における判断基準が一致しない問題を解決し、権利確定行政訴訟と権利侵害民事訴訟裁判の円滑な連携と結果の調整を実現させた。</p>
代表判例 VIII	<p>「リチウム電池保護チップ」集積回路配置設計侵害事件「(2019)最高法知民終 490 号」</p> <p>意義：これは、最高裁初の集積回路配置設計侵害二審事件である。この判決では、集積回路配置設計の登録行為の性質と新規性の判断方法を明らかにしたと共に、集積回路配置設計権者の利益を保護した。集積回路産業の革新と発展に対して、指導的意義を有する。</p>
代	<p>天猫 (Tmall) 専利権侵害紛争の逆行行為保全 (被疑侵害者による差止請求措置) 事件</p>

表判例 IX	「(2020) 最高法知民終 993 号」 意義：最高裁初の「逆行行為保全」裁定であると同時に、知的財産権行為保全において初めて固定担保金と追加担保金を併用した事件である。電子商取引通知削除規定の適用、電子商取引における知的財産権行為保全措置の適用、知的財産権行為保全担保金額の確定等についての指導的判例である。
代表判例 X	「煉瓦協会」独占事件「(2020) 最高法知民終 1382 号」 意義：この事件は、独占の民事救済の主旨と方向性を明確にし、水平独占協定の自発的な実施者が独占禁止法の救済対象に含まれないことを明らかにした。さらに、水平独占協定の実施者が他の実施者に要求する補償の本質は、独占利益の分割であることを明らかにした。水平独占の取り締まりと公正な競争秩序の維持に対して重要な意味を持つ。

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2021/02/id/5825027.shtml>